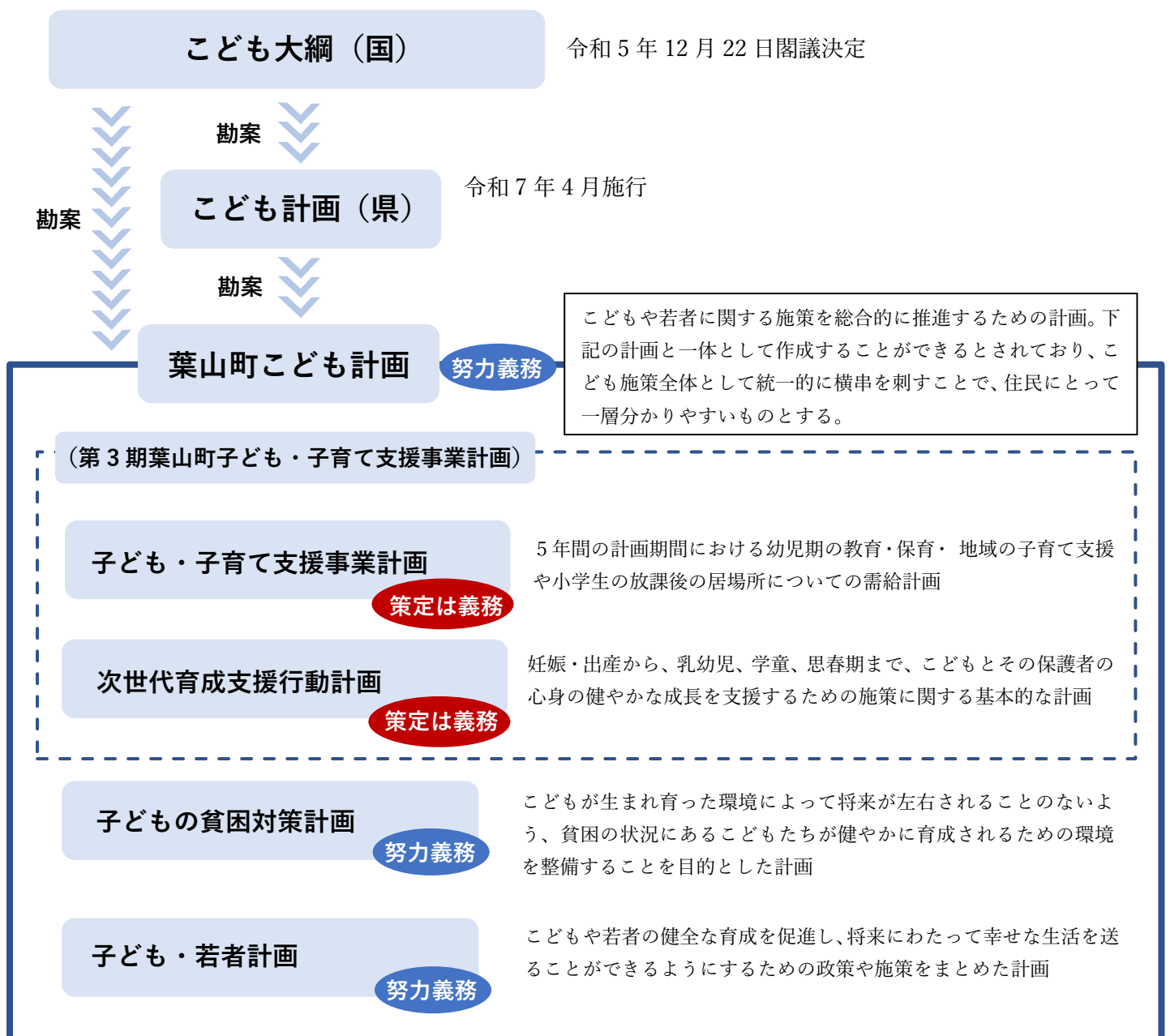


葉山町こども計画の進捗状況

1. 法的根拠・計画の位置づけ

令和6年度で本町の子育て施策の基となる「第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画」が終了することに伴い、新たに「葉山町こども計画」を策定した。

「葉山町こども計画」は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、これまでの「第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画」にあたる子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を包含し、さらに、新たに子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を包含するものである。



2. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3. 計画の体系（基本理念、基本方針、基本目標）

別紙（参考資料2）のとおり

4. 令和7年度主な取組

ア. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【P.41】

令和8年度実施に向け、準備を進めている。

順番	予定時期	内 容
1	7月24日	事業者向け説明会実施
2	8月13日～9月12日	実施事業者募集（※4施設より応募あり）
3	10月16日	「子ども・子育て会議」での意見聴取
4	10月末	事業実施事業者確定。
5	12月（または2月）	認可基準条例及び運営基準条例策定
6	2～3月	設置認可手続き
7	3月	制度周知及び利用者受付開始

イ. 地域子育て支援拠点事業の充実【P.44・47】

長柄地区に1か所拠点を確保することを目指している。当面は、令和7年6月に示された「葉山町公共施設等将来構想」において、子育て支援センター「ぽけっと」が移転する方向性が示されたことや子どもの数の減少など、今後の動向等、状況の推移を注視している。また、設置する場合の場所、運営形態などについて研究・検討しているところ。

ウ. 子育て世帯訪問支援事業【P.48】

令和7年度から子育て世帯訪問支援事業を開始し、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭について、教育委員会、学校をはじめ関係機関との連携を図りつつ、その居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て支援を実施している。

エ. 新・放課後子ども総合プランの実現を目指した取組み【P.52】

小学校内での放課後児童クラブの開設に向け、教育委員会と連携を図り、その実現に向けた検討を進めている。また、放課後に限らず、小学校始業前に学校施設などを利用した居場所についても、先進自治体での取組みを参考に調査・研究を行っている。

オ. 地域におけるこどもの安全・安心な居場所づくり【P.52】

「居場所」には前述の朝の居場所づくりのほか、学校に行けない児童のための居場所づくりなど、様々な意味があると捉えているところ。また、町内には様々な活動団体があり、活動状況や内容を視察させていただき、お話を伺いながら、町にとってどのような居場所が必要なのか研究している。